

〈第3号〉

第14期 事業計画

自 2024年7月 1日

至 2025年6月30日

1. 活動理念

- ① 不動産に係る権利の明確化に寄与する
- ② 公共の利益となる事業の速やかな実施に寄与する
- ③ 官公署による、登記に関する事業の迅速な実施に寄与する

2. 事業計画

(ア) 公共嘱託に関する受託事業

- ・相談ならびに提案を含む問題解決型の事業展開の推進
- ・所有者不明土地問題の相談ならびに処理事件解決の推進
- ・官公署における未登記処理事件解決の推進
- ・官公署所管の未登記建物表題登記実施事業の推進
- ・登記アドバイザーの更なる活用

(イ) 地図整備の促進に係る事業

- ・長野地方法務局が実施する法務局備付地図作成作業への参加

(ウ) 国土調査法第19条5項指定に係る事業

- ・事業を実施する計画機関へ作業機関として情報提供ならびに提案および支援
- ・作業機関として積極的に専門性の知識向上及び情報収集の推進

(エ) 不測の災害に備えた体制づくりと予算措置

- ・地方税法第381条7項に基づく復興支援事業
- ・長野県との防災協定締結の促進

(オ) 公共基準点（設置、維持管理を含む）に関わる事業

- ・長野県及び市町村内に公共の利益の一助ならびに情報発信として、長野県中野市の中山晋平生誕の地、長野県佐久市のラウンドアバウト施工事業の記念としてそれぞれ1級公共基準点の設置
- ・当協会が1級公共基準点の設置に微力ながら助力させていただいた「Ⅷ系原点」（長野県南佐久郡南牧村）、「日本で海岸線から一番遠い地点」（長野県佐久市田口）、「信濃の国の重心」（長野県塩尻市）、「土地家屋調査士制度発祥の地」（長野県松本市）の周辺整備および維持管理

- ・公共基準点設置事業の継続および支援（飯田地区）
- ・令和6年能登半島地震の影響による既存公共基準点補正計算の支援
- ・工事等による既存公共基準点の復旧測定の支援及び維持管理（県下全域）

(カ) 不動産の権利の明確化啓発事業

- ・市民のみなさんへの啓発活動として公開講座の開催
- ・県内小中学校グラウンドのトラックライン等指標設置の協力
- ・学生を対象にしたイベント開催および支援（伊那地区）
- ・官公署等の登記事務担当者への嘱託登記事務研修会を長野県地区用地対策連絡協議会、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会ならびに当協会の共同開催

(キ) 公益目的事業の更なる合理化の推進

- ・当協会のITM委員会のさらなる活用を進める
- ・立会い業務のタブレット端末導入の検証ならびに改善策を探究する
- ・専門性の知識と技術向上のため人材を育成する
- ・業務処理後に業務の検証ならびに改善策を探究する
- ・社員情報のデータベースについてさらなる充実を図る

(ク) 公式ホームページの活用の取り組み

- ・公式ホームページをさらに充実した内容とするための検討を進める

(ケ) 機密の保持及び情報セキュリティの取り組み

- ・常に個人情報の取り扱いには注意を払い、個人情報の漏えい、紛失などを防止するための適正な安全対策を行う
- ・情報漏えい、サイバー攻撃、フィッシング詐欺等の情報セキュリティ被害を回避するため、セキュリティ機器等を最新の状態に保ち情報管理体制を強化する

(コ) 公益目的事業推進における取り組み

- ・当協会社員が作業をする際、安全のため安全ベストおよびユニフォームを着用し、さらに着用することによる協会の啓発活動ならびに公益目的事業を推進する
- ・名誉ある公益社団法人の構成員としての自覚を常に持ち、技術および資質向上に努め、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する